

# 福岡市の屋台に関する保護と規制に関する考察

## A Study on Protection and Regulations of Sidewalk Vendors by Fukuoka City

中 谷 勇 介  
Yusuke NAKATANI

サービス経営学部研究紀要 第29号

2016年(平成28年)12月27日抜刷

西武文理大学

# 福岡市の屋台に関する保護と規制に関する考察

## A Study on Protection and Regulations of Sidewalk Vendors by Fukuoka City

中谷 勇介  
Yusuke NAKATANI

### 要旨

本稿では福岡市で数多く営業している屋台の歴史の変遷および営業ルールについて考察している。戦後日本では数多くの屋台が見られたが福岡市以外の地域では規制の結果ほとんど存在していない。福岡市の屋台は3度の消滅危機を乗り越えてきたが、営業者の高齢化などにより大きく減少してきている。この状況に対し福岡市は観光資源としての保護を行う一方でルールに従わない屋台の排除を通じた適正化を行っていることが明らかになった。

### Abstract

This study analyzes the history and regulations of the sidewalk vendors, “yatai,” in Fukuoka city. After the Second World War, many yatai emerged in Japan. Owing to regulations, we rarely see yatai these days, except in Fukuoka city. The regulations and rules were originally enacted by Fukuoka city. In this context, this study identifies the improvements in the operations of yatai that were initiated by the Fukuoka city. The improvements enhance the attractiveness of Fukuoka city and give a good influence for competition between cities.

[キーワード]

屋台、福岡、観光資源

Keywords : sidewalk vendor, Fukuoka, tourism resources

### 1. はじめに

九州には中国、台湾、韓国といった地域に近く外国からも多くの観光客が訪れている。とりわけ福岡県は東アジアの玄関口ともいえるよう

な位置にあり、多くのクルーズ船が寄港するなど近年急増するインバウンド（訪日外国人）の恩恵を受けている。福岡市によれば2014年は大河ドラマの影響もあり、福岡市に1855万人の観光客が訪れたと推計している<sup>1</sup>。福岡市においては「食」のブランドイメージが強く、明太子、

---

<sup>1</sup> 福岡市（2016）『平成26年福岡市観光統計』による。

豚骨ラーメン、もつ鍋、など「福岡といえば○」といった名物料理がいくつも知られている。観光する地域の選定にあたって重要な要素の一つであるのが「食」である。筆者のみならず、観光に行けばその土地の名物料理に舌鼓を打ちたいと思うのは一般的であろう。「食」に関連して福岡市を特徴付けるものが市内に多くある屋台（移動店舗）である。かつては戦後のヤミ市の名残で全国各地に存在した屋台も、規制や生活水準の向上などで一部の市で存在するだけである。しかしながら福岡市内は現在でも120軒もの屋台が存在し都会の喧噪の中で営業を行っている。これだけの数の屋台が営業しているのはもちろん福岡市のみであり、これが他の都市との観光面での差別化につながっているといえる。

これほどまでに福岡市を特徴付けている屋台であるが年々その数は減少している。2016年9月現在では休業中も含めて120軒が許可を受けて営業していた。屋台のピーク時は1965年から1970年頃の高度経済成長期で1965年には427軒の屋台が営業していたという<sup>2</sup>。2013年には146軒営業されているとされてきた屋台であるが営業者の高齢化など様々な要因で急速に減少している。「福岡では屋台に行きたい」と考える県外観光客も少なからず存在し「観光資源」となっているにも関わらずその屋台自体が年々減少しているのである。近年、日本では観光立国を目指し官民挙げて観光産業を盛り上げようとしている最中、なぜこのような有望な観光資源を保護しないのだろうかと感じたのがこの研究のスタートである。河村たかし名古屋市長が2015年市議会2月定例会において、名古屋市中区の広小路通りにかつてあった「広小路屋台」の復活をとという趣旨の発言をするなど、地域振興の目玉として屋台の復活を考える地域も出ている。そこで、にぎわいの創出のための目玉として福

岡市のような屋台を地方に導入できないかと筆者も考えてみたが、この調査を進めていくにつれて単純ではないことに気づいた。屋台業者へのヒヤリング調査を重ね過去の地方新聞を渉猟していくにつれ、そこには保護すべき意見がある一方で、市民の厳しい目、また法律の狭間で宙ぶらりんになっていた屋台の存在が明らかになった。

そこで本稿では、福岡市の屋台について、市民の理解を得ながら観光資源として生かしているとする福岡市の取り組みを中心に「保護」と「規制」の側面から分析する。2節では福岡市の屋台の特徴的なシステムについて触れ、3節では屋台を取り巻く環境の変化について述べる。4節では観光資源としての保護と規制という点で屋台のあり方を論じ、5節では「屋台村」への転換の可能性を考え、6節では適正化という「解」について述べたい。

## 2. 特徴的なシステム

屋台は移動可能であるので本来は好きな場所つまり、より集客の見込める場所に移動して営業できる利便性をもつ。しかし、福岡市内の屋台は指定（許可）された場所であつた決められた時間内（搬入と撤去の時間も合わせて17時から28時）でのみ営業が可能である。夜に見かけた屋台が朝にはその場所からいなくなっており県外からの観光客が驚くこともしばしばである。したがって昼間に「屋台に行きたいがどこにありますか」という疑問がインターネット上でも散見される。決まった場所で営業するとはいえ、日曜日は営業しない店も多く、荒天時においても営業していない屋台がほとんどである。

福岡市の屋台はリヤカー1台分の中に調理機材、食器、椅子などをコンパクトに収納しており、営業時間外ではそのリヤカーを近隣の共同

<sup>2</sup> 出口（2007）による。

駐車場などに置いて休ませている。営業時間前までに「牽き屋」と呼ばれる専門業者が営業地点へと運搬するケースが多い。もちろん屋台営業業者自らが運び出しているという屋台もあり、筆者がヒヤリングした老夫婦で営業する屋台では、牽き屋に支払う手間賃も決して安いわけではないので負担感があり70代になる男性営業者自身が時間前に牽いて設置をしているとのことであった。



写真1 営業前の屋台 (中洲中島町昭和通りで営業する「俵ちゃん」)

営業中の屋台の大きさは厳密に決められている。福岡市屋台基本条例施行規則によれば「屋台の規格は、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、縦（歩道にあっては縦断方向）3.0メートル以内、横（歩道にあっては横断方向）2.5メートル以内とすること。」とあり、リヤカー1台に積み込まれた什器を展開して3メートル×2.5メートルのサイズにすべて収めて営業しなければならないことになっていた。かつてはこの区画外にテーブルや椅子を置いて屋台内に入りきらなくなった客をさばっていた時期もあったが2013年9月の福岡市屋台条例施行

以降はそのようなケースを見ることはなくなった<sup>3</sup>。



写真2 営業中の屋台 (中洲中島町昭和通りで営業する「大政」)

福岡市内各所に点在する屋台であるが、ほとんどが何軒かで集積して立地している。「屋台街」といえるような地区が市内に4カ所存在する<sup>4</sup>。観光ガイドなどの写真に掲載されて県外者が「福岡のイメージ」として持つような屋台街が、博多区の春吉橋のたもとにある清流公園の遊歩道沿いに存在している。歓楽街の中洲に隣接しているため観光客も多く夜遅くまで人が途切れない。2016年には屋台の再配置（いわゆる移転）によって20軒の屋台が集積することになり、福岡市全体の屋台数が減少していることを忘れさせてしまう。

もう1つの集積した地区が中央区天神の渡辺通および昭和通りの一帯である。天神地区はオフィス街であるとともに、百貨店やファッションビルが集積しショッピングの街という側面を持つ。したがってさきほどの清流公園とは異なり地元の常連客が訪れる店も少なくない。歩道が比較的広いために歩道上で屋台が営業してい

<sup>3</sup> 給水施設の位置やクーラーボックスの収納場所など規格が現状と合わないため、実際の営業ではおおよそ間口5メートル×奥行き3メートルという規格（屋台条例施行規則7条3項）の中に屋台の本体（3メートル×2.5メートル）を設置して営業し、邪魔にならない程度にその空き空間に器材などを配置している。

<sup>4</sup> 本稿で紹介する以外にも市内には、赤坂の昭和通り大正通交差点、赤坂の国体道路警固交差点、呉服町昭和通り浜口公園前、東区の筥崎宮前、香椎などにも1～2軒の屋台が営業している。



写真3 2012年5月清流公園で営業中の屋台  
（どの屋台も屋台外にもテーブルと椅子を置いて営業）

でも歩行の邪魔というのはさほど感じられないが、他地域ではほとんど見られない都会の真ん中に屋台が営業している姿に県外からの観光客は興味をそそられるであろう。

そして中洲中島町の昭和通りにも屋台が集積した一帯が存在する。ここも2016年の再配置によって須崎町および冷泉公園から数軒が移転することとなった。もともと数軒が営業していたが、再配置された屋台の増加で現在のような集積した地区へと変化している。

最後に中央区長浜地区における屋台の集積である。長浜地区には魚市場があり、その入場門付近で多くの屋台が営業していた。現在では魚市場前の道路拡幅工事に伴い大通りに面した場所へと南東に数十メートル移動している<sup>5</sup>。10年前には十数軒はあったとされる長浜地区の屋台街であるが、現在では半分以下の7軒が営業するのみである。この4地区以外にも国体道路沿いやキャナルシティ博多イーストビル前など1軒～3軒程度の屋台が点在している。

福岡市内での屋台営業にあたっては複数の営業許可が必要となる。食品衛生法、道路交通法、そして道路法である。それぞれの法律に基づいて監督する官庁が異なるので少々煩雑である。屋台を営業するにあたってまず必要なのが食品衛生法52条にもとづく飲食店営業許可である。屋台は一般の飲食店舗とは異なるために福岡県の「特殊形態営業に関する取扱要領」に定められた施設基準を守る必要がある<sup>6</sup>。これを満たすことで営業許可を受けられるのであるが、「福岡市食品衛生条例」という基準も遵守する必要がある。簡単にいえばこの基準は、刺身やサラダといった生ものを提供しないこと、屋台内での調理や食器洗浄を行うこと、そして食肉や魚介の下処理は屋台内で行わず衛生的な場所で行うことなどが定められている。したがって屋台には必ず「生ものが提供できない」旨のステッカーが貼られている。

福岡市内の屋台には道路の歩道上を占有して営業しているケースと清流公園のように公園内で営業しているケースの2つが存在する。道路の歩道上で営業する場合は、道路交通法に基づき所轄の警察署長から道路使用許可を受ける必要がある。また道路法により道路管理者である福岡市から道路占有許可も受ける必要がある。公園内で営業する屋台に関しては福岡市公園条例に基づく公園内行為許可を福岡市長より受けなければならない。これらの許可を受けて初めて屋台としての営業が可能となる。占有許可は承継できないこと、つまり1代限りとすることが定められ、その権利を他人に譲渡できないということになっている。ただし配偶者およびその直系血族である子が継承することは可能であ

<sup>5</sup> 2011年12月22日の西日本新聞記事「長浜の屋台15軒再配置」では、拡幅工事の進む市計画道路「長浜臨港線」に2014年度中にも移動するという方針を福岡市が固めたと報じている。

<sup>6</sup> 嶋田（2013）によれば①腐敗しやすい食品などを取り扱う場合は冷蔵設備や温度計を備えること、②器具類の洗浄を行うために十分な容量の容器が2個以上備えてあること、③飲用に適した水が相当量貯水できる有蓋で衛生的な容器があること、であると記している。したがって上下水道が完備されていなくとも屋台は営業可能であるということになる。この点が利用者の衛生面に対する不安につながっていると考えられる。

る。新規の参入が認められないことと関連して、屋台営業者の高齢化により廃業する屋台の増加により営業中の屋台は年々減少する一方であり「絶滅の危機」にある。

### 3. 屋台を取り巻く環境変化

全国にでも例を見ない多数の屋台が路上で営業する福岡市であるが、ここに至るまで3度の存廃危機がありそれを乗り越えてきたからこそである。ここでは3度の屋台存廃危機を中心に現在に至るまでの環境変化について記す。

#### 1 回目の危機

福岡市の屋台は戦災者などが生活のために戦後始めたのがルーツであるといわれている。戦後の混乱の中で活況を呈してきたが、1949年に衛生面を不安視したGHQ（連合軍総司令部）の指示により厚生省が全面廃止を目指し屋台漸減の方針を打ち出した。これが<1回目の危機>の始まりである。それまでは自由に営業可能であった屋台であるが、この厚生省の方針に基づいた福岡県の指導は強硬で異業種の転換を迫るものであったという。これに対抗すべく1950年に屋台の店主たちによって福岡市移動飲食業組合が結成されたのである。しかしながら1951年には福岡市が1952年4月以降の屋台営業を禁止することを打ち出し、福岡県下の屋台組合は裁判闘争へと向かっていった<sup>7</sup>。しかしながら裁判闘争は屋台側の敗訴という結果となり福岡県の「1955年3月31日をもって屋台を全廃する」という方針が確定した。

この絶体絶命の状況を変えたのが一人の県議会議員の存在であった。戸畑市（現北九州市）選出の右派社会党県議河田琢郎氏が福岡県移動飲食業組合連合会の会長に就任したのである。

この後河田県議の屋台存続に向けた精力的な活動により、風前の灯火であった屋台が一転して存続の方向へと変わっていく。河田県議は1955年3月の県議会では屋台問題についての質問を行い、県の廃止方針を3ヶ月猶予させることに成功した。その猶予期間で彼は厚生省官僚との直接交渉に臨み、厚生省の「屋台漸減措置の延期」を勝ち取り、1949年のGHQの指示に端を発した厚生省の屋台漸減指令が撤回されることとなった<sup>8</sup>。この結果、福岡県では1956年に屋台の営業許可に関する条例が施行され、屋台はその営業許可を受けることで存続できることとなったのである。

#### 2 回目の危機

1970年の福岡県警が道路使用許可の名義変更を認めないという方針を打ち出したことをきっかけとして新たな屋台存廃の危機が訪れた。前述したとおり、道路交通法の規定では公道上で屋台を営業する場合、所轄の警察署長より道路使用許可を受けなければならない。この許可の譲渡（名義変更）ができないとすれば、営業者の高齢化などによりいつかは屋台が自然に消滅してしまう。この名義変更禁止の理由が屋台の路上放置問題であった。福岡県移動飲食業組合連合会会長である河田県議はここでも粘り強く県警と交渉を行い、また路上放置問題に対しては福岡市移動飲食業組合側も中央区天神地区に共同駐車場を借りるなどの対策を行った。その結果1973年には県警が譲歩する形で、ケース・バイ・ケースの条件付きながら名義変更を認めることとなった。かくして2回目の危機を乗り切ることができたのである。

#### 3 回目の危機

1994年に県警は道路使用許可の名義変更禁止

<sup>7</sup> 福岡市移動飲食業組合（2005）に中村敬志氏（当時屋台「天一」主人）が寄せた文によれば「52年には福岡市内の約100店舗の営業を禁止する行政処分に対する無効確認を福岡地裁に訴えるなど」とある。

<sup>8</sup> 厚生省「いわゆる『露天飲食業営業者』に対する措置について」（1955年8月25日、発衛第292号）。

の方針を決定した。新規の許可を認めないこと、名義変更は経営者の病気や急死により家族が生活に困るケース以外は認めないという、前回（1970年）よりも強硬な「原則一代限り」の方針であった。この方針が出される発端となったのは路上にはみ出した自動販売機の取り締まりであり、「自販機が駄目で屋台はいいのか」という意見が出されたことである<sup>9</sup>。しかしながら、県警が屋台を規制しようとする理由はこれだけではなかった。いわゆる屋台の「営業権」の高額な取引問題である。屋台は許可された場所で営業可能であるが、その場所が人通りの多い一等地であればその「営業権」は大きな価値を持つものになる<sup>10</sup>。この営業権の取引が高額になるにつれ県警も見過ごすことができなかったのではないかというものである。1994年7月から8月にかけて県警は屋台の実態調査を行っている。そこで明らかになったのが屋台の違反行為であり、許可を受けるにあたっての遵守項目（営業時間や営業面積など）を守っていない屋台が83.4パーセントにのぼっていたことが判明した。こうした状況も県警が強硬に出る理由となっていくと考えられる。

しかしこの危機的状況は当時の桑原敬一福岡市長の方針によって新たな方向へと変化していく。従来福岡市は道路法に基づく道路占用許可を屋台に対して与えておらず、いわば「黙認」の態度を取ってきた。しかし1995年の福岡市議会で桑原市長は「文化面で屋台をとらえ直す必要があり交通政策だけで屋台問題を片付けてよいのか」という趣旨の答弁を行ったのである。

この答弁の後、桑原市長は私的諮問機関として1996年に「屋台問題研究会」（阿部真也会長）を立ち上げ、そこで屋台に対して道路占用許可を与えるべきか否かという問題について多面的に議論を行った。議論の結果、1998年には条件付きながら屋台の道路占用を認めるという報告書（答申）がまとめられ、その後「黙認」から「積極的な関与」へと市の屋台に対する方針が転換されていったのである<sup>11</sup>。

### 適正化のためのルール作り

福岡市は「屋台問題研究会」の答申に基づき、屋台指導要綱を策定しこの要綱を2000年7月に施行した。これにより、屋台に対し道路管理者の立場からこれまで与えてこなかった道路占用許可を与え、そして屋台営業に関するルール（屋台指導要綱）を策定した上で、ルールを守らない屋台に対して指導および許可の取り消しを行うという枠組みを作り上げたのである。しかしながら、屋台指導要綱に定められたルールの実効性に関しては思うような成果が出ない部分があった。指導要綱に基づいて屋台に指導が行われたのだが、営業時間や営業スペース、許可者による営業など決められたルールを守らない屋台が依然として存在し続けたのである。様々な原因が考えられるが、1つは屋台組合が主体となった指導に従わない屋台営業者の存在である。これまで屋台は法律上認められないが慣習上の存在として認められてきた側面があり、「営業できて当たり前」という考えを持つ屋台営業者がいても不思議ではない。そしてもう1つの原

<sup>9</sup> 1996年2月6日朝日新聞夕刊「規制の論理 対応厳しく（屋台よ 存続をめぐつて）2」では、自動販売機の摘発にあたりメーカー側から不平等であるという意見が出たと報じている。

<sup>10</sup> 2014年9月1日西日本新聞朝刊「名義貸し屋台 揺れる 猶予期限3年 先行き見えず 福岡市基本条例1年「名ばかり」店主も」では、バブル期には営業権が中央区天神で1500万円、博多区中洲で2500万円もの高額で取引されていたという屋台営業者の声が載っている。

<sup>11</sup> 報告書では今後の必要な施策として、①屋台の再配置（移転）、②屋台営業に関する基本ルールの確立、③上下水道やトイレといった屋台関連設備の整備、④適正な占用料金の徴収や優良な屋台の育成といった屋台営業の適正化、⑤国や県警、屋台組合など関係機関との調整や連携、⑥総合的な屋台対策の推進が提案された。

因が「名義貸し」である。実質的な営業者が許可者と異なるいわゆる「店長制度」のようなケースが存在しており、店長や実際に屋台で働く従業員に対してルールの周知が不十分になってしまう可能性である。そして3点目が屋台問題研究会に屋台関係者（屋台組合の代表や屋台営業者）が入っていなかったという点である。この研究会での議論がベースとなって屋台指導要綱が作られたのだが、もはや慣習化され守ることが困難なルールが屋台指導要綱の中に含まれてしまったため、結果としてルール違反のまま営業せざるを得ない状況が生まれたのではないかということである。

このルールと実効性という点で問題を抱える屋台政策が大幅に変わるまで10年余りを要することになる。福岡市の屋台への積極的な関与がいつそう進むきっかけとなったのが2010年12月に就任した高島宗一郎市長の存在である。2011年6月市議会の答弁で高島市長は「屋台の存続」と「屋台との共生」を打ち出し、福岡市は新たなルール作り着手したのである。福岡市は2011年7月にいわゆる「屋台問題」を担当する総務企画局企画調整部企画課長に白井智彦氏を置く人事を行った<sup>12</sup>。そして、9月にはジャーナリストの鳥越俊太郎氏を会長とする「屋台との共生のあり方研究会」を発足させ、新たなルール策定に向けての研究が行われた。この研究会は桑原市長時代に行われた「屋台問題研究会」（阿部真也会長）とは異なり、屋台関係者が屋台の現状説明をするため委員として参加しているのが大きな違いである<sup>13</sup>。研究会は2012年4月まで全7回が開催され提言書『福岡のまちと強制する屋台へ』がまとめられた。

提言書に基づいて福岡市は2012年4月に「屋台共生推進本部」を設置し屋台の「適正化」に向けた取り組みを開始した。ルールの順守状況を屋台対策指導員がチェックしそれを点数化した上での公表が始まったのである。点数公表は2012年10月と2013年3月および8月に行われ屋台の適正化を進めていく基礎ができあがっていた。また同時に屋台営業者に対する面談調査も行われ、名義貸しなど屋台経営の実態把握が市によって進んでいくことになる。一連の取り組みを通じて最終的に福岡市は2013年6月に屋台基本条例を制定し同年9月より施行した。

#### 4. 観光資源としての「保護」か「規制」か

##### 観光資源として保護すべきか

屋台は福岡市の観光都市としての魅力を高めるコンテンツであり経済効果もあると考えれば、屋台をそのまま「絶滅」の方向に持って行くのではなく「保護」をする政策が最善である。広島県呉市では点在していた屋台を道路の整備とともに移転し赤ちょうちん通りの1カ所に集めており観光スポットとなっている<sup>14</sup>。公道上の一部を占用して営業するスタイルで営業を続けている店は仙台など各地にもあるものの、営業者の高齢化や新規参入の禁止などで風前の灯火となっている<sup>15</sup>。

さて、福岡市の屋台の魅力を考える上で重要なのが、他県地域では見られなくなった屋台が営業しているという「非日常」性である。しかし、その非日常的なものが都市のど真ん中で営業しているという福岡市の「日常」のギャップが観光客にとって心が引かれるのではないだろ

<sup>12</sup> 単なる政令市の一課長にとどまらず、その存在はメディアでも通称「屋台課長」と呼ばれるまで大きく、この後の屋台政策の企画立案に大きな役割を果たした。

<sup>13</sup> 屋台関係者の委員は、長浜移動飲食業組合組合長（屋台「長浜ラーメン若大将」店主澤野繁春氏）、博多移動飲食業組合組合長（屋台「照ちゃん」店主安野照秀氏）、福岡市移動飲食業組合組合長（屋台「よねちゃん」店主米倉浩三氏）の3名であった。

<sup>14</sup> 呉市の屋台の変遷に関しては、石丸（1995）、石丸（2004）、松田ほか（2005）に詳しい

<sup>15</sup> 仙台市にあった屋台の状況を記したものに佐々木（1993）、村上（1993）がある。



うか。夜間忽然と姿を現し朝には消え去っているという屋台が都市の装置として夜の福岡市の魅力を高めているといえる。

観光資源として屋台の存在を考える上で経済効果は切っても切り離せない問題である。屋台を利用することにより、その屋台で消費する金額だけにとどまらず、交通費や、もし屋台を目的として遠方から福岡市にやってきたとすれば宿泊費、お土産代に至るまで派生的な需要を含めてプラスの影響が存在する。このことを踏まえて屋台がどれほどの経済効果をもたらすかについては八尋（2013）で詳細な分析が行われている。八尋氏によれば、福岡市内の全屋台の売上高は17.3億円であり、年間利用者は115万6500人と推計している。屋台の経済波及額は41.1と推計され、クルーズ船が福岡市内に66回寄港した場合の効果28.9億円を大幅に上回っている。クルーズ船の寄港については福岡市が博多港への寄港を推進している施策であり興味深い比較である。この推計結果からわかることは屋台が市内に存在することが福岡市の経済に少なからずプラスの影響を与えており、屋台を「保護」することで「絶滅」の危機から救う積極的な理由が存在するということである。

一方で屋台はそこで働く人々の「なりわいの場」でもある。2016年9月現在120軒の屋台が営業している。各屋台で営業許可者（店主）を含めて2人から3人の従業員がいると考えられるので屋台営業に従事する数は300人程度ではないかと考えられる。屋台のルーツは戦後の闇市に端を発するといわれており、終戦直後の中「生きてゆくために始めた」のである。過去にGHQの指示により1949年以降屋台営業への規制が行われ屋台への取り締まりが厳しくなる中、1955年に右派社会党県議の河田琢郎氏が議会質問で県内に500軒が営業していると発言してお

り福岡市内にも相当な数の屋台が営業していたと推測できる<sup>16</sup>。筆者がヒヤリングした老夫婦が営業する営業歴40年の屋台では、「全くの素人だったが、前の営業者が借金に困り屋台ごと200万円で譲るといので始めた」という。その間に娘も生まれ自立し、母親の介護など様々な状況乗り越えて毎日の屋台営業で生計を立ててきたのである。屋台があればそこには日々の生活の糧として働く人々がいるということである。屋台を禁止することは彼らとその家族を路頭に迷わすということになりサポートが必要となる。最悪の場合は生活保護などの社会的な費用も必要となってくる。前述の屋台が存在することによる経済効果を考えれば、屋台の禁止はその経済効果がマイナスになるばかりかコストも発生することも視野に入れなければならない。

#### 規制すべきか

しかし、道路上や公園という公共空間に存在する以上、屋台は多数の関係者の利害が対立することになる。屋台営業者とその客だけでなく、近隣の住民、通行人など屋台を取り巻くステークホルダーは多岐にわたる。屋台の存在に「福岡らしさ」があると考える市民も多くいる一方で、屋台に対する市民の厳しい目があることも過去のアンケートによって明らかになっている<sup>17</sup>。屋台のネガティブなイメージの1つが悪臭という問題である。屋台ではアルコール類を提供しており、自ずとトイレの問題に行き着く。昼間に福岡市内を歩くと「なぜこんなところに」という位置に公衆トイレが設置されていることに気づき、夜の屋台オープンとともに「そこに公衆トイレが存在する理由」を知るのである。しかしながら、市内に屋台はある程度の集積（偏在）があるものの各屋台が歩道上に並んでいる

<sup>16</sup> 1955年3月11日福岡県議会での発言。

<sup>17</sup> 福岡市（1996）のアンケート結果による。

ため公衆トイレが遠い屋台も存在することになる。このため、屋台によっては近隣の店舗と交渉してトイレを借りることができるケースもある。とはいえ、そのような事情に無頓着である客もおり、契約のない周辺の雑居ビルのトイレを拝借することがある。そのビルのテナントやオーナーからしてみれば水道代だけでなくトイレトーパーの消費や嘔吐物等による汚れもしくは発生し屋台営業者とのトラブルとなっている。また近隣で立ち小便や嘔吐をする客もいるためそれが悪臭の原因となっている。これらは公共空間に存在する屋台が原因であるので屋台を規制すべきであるという意見を支持するものとなる。

トイレだけでなく屋台からの汚水も悪臭の原因の1つとなっていた。前述したように食品衛生法による許可は屋台の営業にあたって上下水道の設置を求めている<sup>18</sup>。この場合は特に下水がないことでラーメンの残り汁等を道路の側溝などに流してしまうことから悪臭の原因にもなっている。下水については下水のマンホールから流しているケースも散見されるが、油脂分を除去せず汚水やラーメンの残り汁などを直接雨水ますに流している例も見られ屋台規制への根拠につながっていく。

もう1点が騒音の問題である。繁華街の商業ビル等の前で営業する店も多いものの、一部では住宅街に近接する屋台が多数存在した。アルコールが入れば会話の声も大きくなり、屋台に向かう・帰る路上で騒ぐ客も多くなる。これまで再配置の結果屋台の移転が行われたが、かつての長浜地区の屋台では屋台の背後にあるブロック塀を1つ隔てると公営集合住宅があり、そ

の屋内に深夜まで店員や酔客の声が夜中じゅう届いていたことは想像に難くない。また同じく2016年に再配置により移転が行われた須崎地区も博多川のほとりにある閑静な住宅街に面していたため近隣住民からの騒音に対する苦情が少なからずあったであろうと考えられる。こうしたトイレと騒音と悪臭の問題は屋台の負の側面として、屋台を規制すべきという住民の反対意見へとつながっているのである。

これらに加えて上下水道が整備されていないことによる衛生上の問題というのが存在する。屋台の営業にあたっては上水道の設備が必須でないため上水道がない屋台が今でもある。これらの屋台は近隣のビルと契約したりや公衆トイレなどから「水を借り」たりすることで水を確保している。バケツに水をためてその水で食器を洗う行為を行う屋台もあり現代の衛生感覚ではあまり衛生的であるとは感じない人もいるのであろう。

そして、屋台のイメージを悪くさせている要因の一つが不明朗会計問題である。現在では屋台の店頭メニューの価格表を表示することが義務づけられている。このためかつてよりも不明瞭会計による料金トラブルは減少していると思われる。しかし、屋台は手軽で安いという利用者のイメージがあり、想像以上よりも高い飲食代金を請求されたと感じることもあるかもしれない。筆者は、回転率を重視した「観光客相手」の屋台が「感覚」で料金請求をし、別の日では極端に高かったり極端に安かったりするという経験をした<sup>19</sup>。リピーター相手の屋台であれば不明朗会計を行うことがその客を失うことにつながるので不明朗会計をするインセンティ

<sup>18</sup> 2015年3月6日西日本新聞朝刊「点検 福岡市2015予算 屋台向けに水道、電気 環境改善へ整備 使用義務化、料金を徴収」によれば、営業する屋台120軒のうち上下水道と電気の設備が不十分な屋台が104軒にもものぼると報じている。

<sup>19</sup> この店でノート等には正確な売り上げを記入していなかった。現在では屋台基本条例が施行されて以降屋台営業の許可をうけた者が屋台に必ずいなければいけない。しかしかつてはその者が店頭に立たず営業を委託する形（いわゆる「店長制」）でその収益の一部を受け取るような形態が見られた。したがって委託を受けた者は正確な売り上げを計上しようとしないうるインセンティブが存在するとも考えられる。

ブは存在しない。つまり繰り返しゲームとして見なされる。しかし「観光客相手」とみなせばこの客がリピートする確率は低いいため、「ワンショット・ゲーム」として相手を出し抜くインセンティブが存在する。もちろんこのような店は福岡市内の屋台の中でもごく一部ののだが、「観光客相手」という性格上、観光客が「福岡の屋台はぼったくりである」という口コミ情報を発信する可能性がある。その結果屋台全体のイメージが悪くなり優良な屋台の営業にも悪い影響をもたらす。

通行人の立場から屋台が問題となるのは、私的営業のために公道である歩道を屋台が陣取っているという点である。福岡市屋台基本条例施行規則によれば、屋台を設置した歩道の有効幅員が2メートル以上であり、点字ブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）から60センチメートル以上離して屋台を設置することとなっている<sup>20</sup>。現在では2016年の再配置の結果多くの屋台がこの基準をクリアしているものの、かつて中央区長浜地区、博多区須崎地区などではこの基準がクリアできず屋台が歩道をふさいでいる状況が見られた。屋台営業者も使用料を払い納税しているとはいえ個人事業者の活動のために公道を市民が自由に通行できないということは住民の理解を得にくい。

屋台に対しては「同業者」である飲食店経営者からの反発も少なからず存在している。特に都市の一等地で「既得権」によって商売が可能という点について反発が大きい。もちろん屋台も道路を占用するにあたっては使用料を支払っており、個人事業者として納税も行っている。しかしながら屋台が営業される場所は人通りが

多く地価（テナント料）の高い地域が多い。にもかかわらず営業にあたっての占用料金は非常に低廉な価格で設定されている<sup>21</sup>。一般の飲食店経営者からすれば、高いテナント料を払わねば一等地で営業できないにもかかわらず彼ら屋台は昔から営業していたという「既得権」だけで営業ができ不公平であると考えるのは自然である。しかもこの一等地で低廉な使用料で営業できるビジネスは参入が不可能となのである。これに加えて、一部の地区では公衆トイレの整備も行われており、トイレまで完備されていて道路使用料も高くはないとしたら、屋台は一等地で営業できる「公共空間のフリーライダー」なのではないかという反発も出るであろう。近年、居酒屋などの飲食店も低価格化や客数の減少に伴い、仮に屋台がなかったとすれば市内の居酒屋で飲食をしていたかもしれないという「恨み節」にも一定の理解の余地があるかもしれない。

もちろん、前述のように屋台も昼間は民間の駐車場に留置しているため駐車場代が発生し、それを営業場所まで運搬する牽き屋への手数料も支払っており、営業時間の遵守という制約や原状復帰の労力など「見えづらい」部分のコストも発生している。このため適正な道路使用料かどうかという議論はあるにせよトータルでは応分のコストは負担しているともいえる。しかしながら、税金で公衆トイレや上下水道などの周辺整備が行われ、観光ガイドやテレビなどで全国に無料で宣伝され、そして安い道路使用料で運営できるものでありながら新規参入は一切不可能という状況が一般の飲食店経営者の反発を生んでいるのである<sup>22</sup>。

<sup>20</sup> 2メートルの間隔保持の根拠は車いす2台が楽に通れるという福岡市の基準による。

<sup>21</sup> こうした反発もあり、道路占用の使用料が以前に比べ見直され今後も値上げがされる予定である。屋台に対する適切な道路使用料の試算については八尋（2013）に詳しい。

<sup>22</sup> 屋台で見かける客は屋台が目的という客ばかりではなく、観光客であれば屋台も体験してみたいという客も多いため、居酒屋の客が取られているというよりも「共存共栄」できるケースのほうが多いように考えられる。



写真4 共同駐車場で休む営業前の屋台（博多区須崎町）

## 5. 「屋台村」の可能性

屋台は観光資源であり多額の経済波及効果をもたらすと考えられる一方で、住民や通行人からの苦情、飲食店業者からの反発といった負の側面も無視できない。この負の側面は、公共空間において「私的営業」を行うことにより発生しているのであって、公共空間でない場所で営業すべきであるという意見も当然出てくる。そこで考えられるのが屋台を1カ所の空き地に集めて「屋台村」のような形で営業するという方法である。「屋台村」のメリットは上下水道やトイレが完備できるという点である。上水道の完備は衛生面での問題もクリアできるため訪れる客にとっても安心感が増す<sup>23</sup>。

2009年に11月には早良区の西新中央商店街で「屋台村」がオープンした。従来の市内にある屋台の移転ではなく、東京の不動産会社が所有する開発の止まった更地を福岡市の不動産会社が借りて出展者を募集したものである<sup>24</sup>。一般

の路面店に比べて安い価格で出店できるということもあり好評であったが、2010年6月にはビルの建設が決まり閉鎖されてしまった<sup>25</sup>。遊休地における有効活用としても注目を集めていたが、ビル建設工事が決まったことにより8ヶ月ほどで幕を下ろすこととなった。遊休地の土地利用法としてはコインパーキング（時間貸し駐車場）が思い浮かぶが、やはり福岡市内の都心部で大規模な遊休地でかつコインパーキング以上の収益をもたらすものとなると「屋台村」という形態は難しいかもしれない<sup>26</sup>。開発の止まった私有遊休地の活用という形では屋台を残すという仕組みにはできないことがこの西新のケースで再確認された。

まとまった都心の土地として思い浮かぶのが都心部に点在する公園である。現在でも那珂川のほとりにある清流公園の遊歩道では屋台が連なっており、福岡市を代表する観光スポットの一つとしてガイドブックにも紹介されている。清流公園では春吉橋の架け替えのために、春吉橋の天神側にある屋台が清流公園遊歩道の南側へと移転した。この結果、以前よりも屋台数が増えたために観光スポットとしての魅力が高まっている。そこで思いつくのが市内の公園の活用である。この遊歩道では春吉橋を挟んで北側部分にも4軒の屋台が存在している。北側にも歩道が続いているため、春吉橋を挟んだ南側への移転と同じようにその他の地区の屋台をここに移転が可能ではないかと素人考えで思いつく。しかし、ここにはすでに市内の放置自転車問題の解決のため駐輪場が整備されており、遊歩道があるものの屋台を営業した場合歩道のスペースなど基準をクリアできない。では、この駐輪

<sup>23</sup> 坂本（2005）では帯広の屋台を軸にした地域活性化へのチャレンジが記されている。

<sup>24</sup> 2009年11月10日読売新聞「西新に「屋台村」オープン 商店街の更地活用 焼き鳥屋など11店舗出店へ」

<sup>25</sup> 2010年5月21日西日本新聞「「屋台村」来月に閉鎖 福岡市西新 商業ビル建設に伴い」

<sup>26</sup> 北九州市の小倉駅に近い繁華街で小倉十三区と名付けられた「屋台街」が2012年にオープンした。小規模な店舗を集めた「屋台」の雰囲気味わえるスポットとなっている。福岡の屋台はリヤカー1台にすべてをまとめてという形態で運営されているため、その形態を維持したまま屋台を集めて都心部で効率的にできるかは疑問である

場を再度移動させればよいのではないかという意見もあるだろうが、どの都市においても駐輪場の整備には頭を悩ましており移転候補地を探すのも困難であろう。

また、この遊歩道に隣接する地区は中洲の歓楽街であり、ビジネスに参入できない屋台という「商売敵」が出てくることに対して飲食店業者からの反発が大きくなる可能性もある。屋台は「観光資源」ということで公共の場所が利用できている。しかも低料金で営業できるため優遇されすぎているのではないかという不公平感があり、それを和らげるような施策は屋台の道路占用料金の値上げしかできないため飲食店事業者を含めた近隣への説得は困難を伴う。一方で屋台営業者が移転に応じるかどうかという問題もある。春吉橋の架け替え工事による周辺屋台の移転は、屋台を営業する場所が資材置き場や工事現場になってしまうために移転せざるをえないが、その他の地区となると現在の屋台基本条例の基準をクリアしている限り移転させるのは困難を伴う。移転によって売上が減少する、あるいは「なじみ」が減ってしまうという声も出てくるためすんなりと移転に応じるとは限らない。たとえ移転が可能であったとしても、客の導線もあるため配置された場所の有利不利が発生する。そうなると公平な形で場所を配分できるかという問題も発生する<sup>27</sup>。このように、屋台を集めて「屋台村」のような形式で運営することは様々な障害が想定され簡単に移行することはできないと考えられる。

## 6. 適正化という「解」

すでに見たように福岡市は1995年以降、屋台の黙認という立場から一転し屋台への積極的な関与へと方針を変えてきた。2013年9月に施行

された屋台基本条例に基づき、市は屋台に対する指導を通じたルール徹底を行っている。桑原市長以前では屋台は往来の邪魔者であり「一代限り」によって自然に消滅していくのを待っていたともいえる。しかし、桑原市長による屋台の文化的な側面での再評価や、高島市長による観光資源としての評価や屋台との共生社会をつくるという方針により屋台の社会的な位置づけがなされることになった。それまでは、道路占用許可を出さないことで法律上では認められない存在であった屋台を、ルール違反のまま黙認するのではなくルール（条例）を定めた上で、ルールを守らない屋台は営業を認めないというスタンスへと変わったのである。市による積極的な関与は、屋台営業者に対してルール（屋台基本条例）を守らせるということにとどまらず、市は再配置と環境整備、そして店主公募制という形で屋台営業の「適正化」を進めている。

### 屋台の再配置と環境整備

2016年には屋台営業時に歩道の2メートルの空間を取ることができない中央区長浜地区、博多区須崎地区、博多区冷泉公園では大規模な屋台の移動が行われた。長浜地区では従来歩道の幅も狭く集合住宅の前で営業しているなど様々な問題を抱えていた。2016年2月10日より各屋台が南東の大通りに面した場所へと集団移動して営業を始めている。道路整備工事に伴う工事であったため、移転先には公衆トイレが新たに建設され（移転前の場所にあった公衆トイレは解体）各屋台が利用可能な上下水道の整備も同時に行われた。以前は十数軒の屋台が並ぶ有数の場所で会ったが現在では半減して7軒ほどが営業するのみとなってしまった。

須崎地区では川沿いの静かな地域に集積していたが、すでに屋台が並んでいる中洲中島町の

<sup>27</sup> 経済学的な解決の一つはオークションである。入札を行ってより高い利用価格をつけた営業者から好きな場所を決める方式が考えられる。

昭和通り沿いへと移動して2016年4月20日から営業を開始している。移転した屋台の営業者に尋ねるとかつて須崎地区の屋台は16軒ほどあったそうだが、今回の移転前には4軒が営業するのみとなっていた。過去にも移転再配置の対象になっていたが移転先がなかなか決まらず、今回やっと立体駐車場の前へと集団移転をすることができた。それまでは近隣住民によって酔客の声や吐瀉物、トイレの苦情が市に対して多くあったようで、今回の移転により少なくとも酔客の声に対する苦情は聞かれなくなると推測される。移転にあたって上下水道が新しく整備され、公衆トイレはこの中洲中島町の「屋台向け」のものが存在するので移転先としては適地といえる。

冷泉公園地区では公園内ではなく、公園の南東側の歩道で数軒（最近では6軒）が立ち並んで営業していた。公園に接しているため公衆トイレの問題はないのだが、やはり歩道の狭さがネックとなっていた。この地区の屋台については集団移転ではなくそれぞれが違う場所で営業することとなっている。移転先は中央区昭和通りにある日銀前と、さきほどの須崎地区の屋台が集団移転した中洲中島町などである。移転先が決まるのに時間がかかったため後述する「屋台店主公募」の開始に影響が出たと新聞では報じられた<sup>28</sup>。

長浜地区や須崎地区の集団移転のように移転先で上下水道の整備が行われてきたが、市では2015年度から屋台専用の水道整備を進めて屋台に使用を義務づける方針を示している<sup>29</sup>。これは2013年より施行された屋台基本条例の32条にある「市は、屋台の効用を高め、安全で快適な

公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、屋台営業者の応分の負担のもと、水道、下水道、その他必要と認める屋台営業のための環境の整備を行うものとする」に対応した政策である。

### 店主公募制

名義を借りて営業していたと福岡市から認定された屋台について、2017年の3月31日まで暫定的に営業を認めるがそれ以降は認めない（占用許可を出さない）という方針が2014年2月5日屋台営業者に対して提示された<sup>30</sup>。その後福岡市は許可取り消しとなった屋台を公募するという方針を打ち出し、2015年に福岡市屋台基本条例の条例施行規則を改正した上で10月より施行した。これに基づき2016年9月より「名義貸し」となって廃止される28軒の屋台についてその営業区画での営業者を新たに募集することとなった<sup>31</sup>。

「原則一代限り」に基づいて許可を受けている屋台であるが、営業者の高齢化や子が後を継ぐ意思がないといった理由で廃業をするケースも多い。一方で、その屋台で働く従業員に対して「営業権」を譲りたいと考える営業者も少なくない。したがって、福岡市屋台条例が制定される以前は許可者と実際の営業者が一致しないケースも少なくはなかった。福岡市屋台条例による「ルールの厳格化」はこのような営業者の退場で「屋台の適正化」を目指そうとするものである。

営業者の選定に当たり、実際に屋台を現在の厳格化されたルールの下で未経験者が営業できるかどうか判断するのは難しい。1つは営業にあたっての制約の多さである。準備撤収時間も

<sup>28</sup> 2016年5月19日西日本新聞朝刊「屋台店主 公募日程白紙に 福岡市 冷泉地区6店 移転に遅れ」

<sup>29</sup> 2015年3月20日西日本新聞朝刊「屋台営業マナー 改善 福岡市第5回調査 違反もなお」

<sup>30</sup> 2014年2月6日西日本新聞朝刊「屋台名義貸し占用許可 最長3年で取り消しへ 福岡市 対象業者は戸惑い」

<sup>31</sup> 本稿執筆時で明らかになっている予定では、2016年10月末まで募集を行い、12月中に営業者と営業場所の確定を行うとされている。

含めて営業時間が厳密に決められており、その時間内に効率的に利益を挙げようとするノウハウや経験が必要である。下調理も営業場所ではできないので屋台を営業するにあたっての様々な「暗黙知」を得るには相応の時間を要すると考えられる。もう1つは屋台に対する固定観念である。「屋台とは“こういうもの”」というイメージつまり、普通はこのようなものが置いてあってこのような値段で飲食ができて、などといった多くの客がもつ「イメージ」である。もちろんこれまでの屋台にはないジャンルでチャレンジすることは可能であるが、効率的に収益を上げるのであればこうした「固定観念」を裏切るような形態の営業はリスクが高い。したがって、未経験者だからこそそのメリットもあれば未経験者だからこそそのデメリットも大きい。募集要項によれば、公募による営業者の選定にあたっては、「まちのにぎわいや人々の交流の場を創出し観光資源としての効用を発揮できるような屋台」が選定基準となるようである。

したがって公募によって選ばれた営業者が今回許可を取り消しになる屋台営業者となってしまふのは結果的に仕方がない。むしろ、無理に優遇した新規参入者が屋台経営の難しさのために営業を継続できなくなり、屋台の減少という最悪の結果をもたらすよりは全体最適を考えるとこちらのほうがよい選択だと考えられる。とはいえ、筆者がヒヤリングしてきたある屋台店主は屋台を始めた当初飲食業の経験すらも全くなかったといい、それから数十年にわたってその屋台の「味」を確立して現在まで愛される屋台として至っている。成功するかどうかは営業者の努力やビジネス・センスによって大きく左右されるともいえる。福岡市内にある屋台の中には、いわゆる昔ながらのおでんや焼き鳥やラーメンといった「伝統的」な屋台もあれば、バーや洋風料理、中華料理やエスニック料理を提供

する屋台もあり多様性に富んでいる。新規参入によりこれまでの屋台にはなかったジャンルで営業する屋台も出てくる可能性もあり、活性化という点では一定の成果を上げるかもしれない。

## 7. おわりに

本稿では福岡市の夜を彩る屋台について、幾度の消滅危機を乗り越えてきた過去と市による積極的な関与を通じて変わっていく姿を述べてきた。全国に例を見ないほど多数の屋台が営業している姿は福岡市の都市としての魅力をアップさせる強力なコンテンツとなっている。

屋台が観光客だけでなく地元の市民をも魅了する理由は何だろうか。無くなっていく「昭和の風景」が一つの魅力ではないだろうか。屋台の規格は昭和の時代から変わらず、隣の客と肩が触れるほどの距離で小さなテーブルを囲み飲食をするというスタイルである。現代でこのスタイルを体験できるチャンスはほとんどない。だからこそ最近では居酒屋の業態において「昭和風」のレトロな雰囲気前面に出し、気軽に入店ができて隣の客とも仲良くなれるような、いわば「開放感」を前面に出した「ネオ酒場」といったスタイルが一部で人気を博している<sup>32</sup>。この「ネオ酒場」で消費者が求めているものこそがこの古き屋台という空間に存在しているのである。屋台は年配客が行くイメージが大きいですが、若い世代が求めているものが存在する「古くて新しい」魅力的な場といえる。

屋台ではそこで提供される料理の味はもちろんのことだが、たまたま居合わせた見知らぬ人との会話が酒の肴になり思い出となる。福岡市では屋台がある日常が存在しており、その日常とともに育まれてきた「屋台のある風景」は福岡の文化であるといえる。観光において食を楽しむという行為は「モノ」としての消費である

<sup>32</sup> 2016年6月3日日本経済新聞電子版「広がる「ネオ酒場」 客同士が交流、開放感が若者魅了」

とともに、食文化の体験すなわち「コト」としての消費でもある。

そして、屋台の店主がお客に話しかけ観光客だとわかればその場にいた客も会話に入り、地元客が観光のアドバイスをするという光景もしばしば見られる。近年急増する外国人観光客に対しても英語のメニューを置き、つたない英語ながらもコミュニケーションを取って楽しませようとする屋台の店主や客の存在。そういった情景を見るに「ホスピタリティ」が発揮されていると感じられる。

このように屋台のもたらす効用は福岡市という都市にとって大きい。中洲中島町の昭和通りで営業するある屋台では、長年屋台を切り盛りする女性が「おとうさん（夫）も70過ぎたからもう屋台はやめたいけれど、お客さんが「おかあさん来たよ」っていらっしゃるからなかなかやめられない」と笑いながら話すが、廃業のタイムリミットが近づいているのは明らかである。福岡市は屋台基本条例制定後、屋台へと積極的な関与を行い周辺整備や公募制といった新しい担い手の創造など新しい時代へと入っている。廃業した屋台の代わりに営業者公募という形で屋台数を現在の規模に維持しようと市は試みようとしている。東京オリンピックが開催される2020年に屋台はどうなっているのか。期待を込めてその推移を見守りたい。

#### 参考文献

- 石丸紀興（1995）「都市における屋台の分布と屋台政策に関する研究 その1 いくつかの都市での屋台政策とその変遷に関して」『日本建築学会中国支部研究報告集』19巻。
- 石丸紀興（2004）「屋台政策の類型と今後のあり方に関する研究—呉市における事例を基本として」『日本建築学会中国支部研究報告集』27巻。
- 坂本和昭（2005）『北の屋台繁盛記—北海道十勝の元氣プロジェクト』メタ・ブレーン。
- 佐々木はる（1993）「屋台の未来を求めて—『仙台屋台の会』レポート」『FUKUOKA STYLE』Vol.6。

- 嶋田暁文（2013a）「福岡市における屋台と政治・行政(上)—その過去と現在—」自治総研、419号。
- 嶋田暁文（2013b）「福岡市における屋台と政治・行政(下)—その過去と現在—」自治総研、420号。
- 出口敦（2007）「道路占用許可で適正な営業を誘導—福岡市・屋台」都市づくりパブリックデザインセンター編『公共空間の活用と賑わいまちづくり—オープンカフェ／朝市／屋台／イベント』学芸出版社。
- 福岡市（1996）『屋台に対する市民意識調査結果報告』。
- 福岡市（2016）『平成26年福岡市観光統計』。
- 福岡市移動飲食業組合（2009）『創立60周年記念誌』。
- 松田博幸、高橋拓也、前川崇、山田康輔（2005）「夜の観光資源としての屋台の活性化に関する調査研究」呉地域オープンカレッジネットワーク会議地域活性化研究報告書。
- 村上善男（1993）「北の屋台、南の屋台」『FUKUOKA STYLE』Vol.6。
- 屋台問題研究会（1998）『屋台問題研究会報告』。
- 八尋和郎（2013）『都市における屋台の持続的な運営環境の整備と発展的な活用に関する研究』九州大学博士論文。
- 山下義昭（2000）「福岡市屋台指導要綱」『ジュリスト』1191号。
- 渡辺直（2005）「福岡市の屋台政策に関する研究」『2004年度日本建築学会関東支部研究報告書』。

#### 屋台に関する主要年表

- 1945年 戦災者などが屋台を始める
- 1949年 GHQ が屋台撤去指示。国と福岡県が屋台から他業者に転換させる指導を強化。
- 〈1回目の危機〉
- 1950年 屋台廃止の動きに対して屋台営業者が福岡市移動飲食業組合を設立。
- 1954年 福岡市議会厚生委員会が55年までに屋台を停止する決定。
- 1955年 現在営業している者に限り営業許可。
- 1956年 営業許可に関する福岡県条例施行。
- 1962年 屋台の広さを間口3.0メートル、奥行2.5メートルとする道路使用許可
- 1970年 福岡県警が道路使用許可の名義変更を認めない方針を打ち出す。
- 〈2回目の危機〉
- 1973年 名義変更禁止問題、天神地下街建設工事に



- 関する休業補償問題が解決
- 1994年 福岡県警が名義変更を禁止。屋台は「一代限り」に。  
〈3回目の危機〉
- 1996年 「屋台問題研究会」（阿部真也会長）の設置。
- 1998年 「屋台問題研究会」が道路占用許可を福岡市に促す答申。
- 2000年 福岡市が「屋台指導要綱」を定め「一代限り」の道路占用許可。
- 2011年 高島福岡市長の「屋台規制見直し」方針（6月）に基づき、第三者組織「屋台との共生のあり方研究会」（鳥越俊太郎会長）が発足（9月）。
- 2012年 「屋台との共生のあり方研究会」が提言を福岡市長に提出。条例制定と公募による新規参入を提言。
- 2013年 福岡市屋台基本条例が施行。
- 2014年 福岡市名義貸し屋台の道路占用許可を最長3年で取り消し方針。
- 2016年 長浜、須崎町、冷泉公園の各地区の屋台を再配置。